

裏面約款

第1条(個人情報の利用の同意)

- a 売主（以下、甲）は、買主（以下、乙）が下記の目的で表面記載の個人情報を利用する事に同意する。
- ・表面記載の車両（以下、車両）に関する甲の残債務の有無及び金額を確認する事。
 - ・車両に関する甲の残債務がある場合、甲の依頼に基づき当該債務を減額又は消滅させること。
- b 甲は、下記の通り、乙が個人情報を第三者に提供することに同意する。
- ・提供内容は車名、型式、車台番号等、自動車に関わる情報及び、甲の氏名、住所、電話番号等の個人情報。
 - ・提供先は車両に関する甲の残債務先、利用目的は残債務の有無及び、金額の確認または車両に関する残債務を減額又は消滅させるため。

第2条（必要書類の引渡し）

- a 甲は、車両所有者の印鑑証明書、委任状、譲渡証明書、有効期限内の自動車納税証明書、自賠責保険証明書、その他車両の登録名義の変更に必要な書類を、甲の責任において完備し、乙に引き渡すものとする。
- b 前項の書類の不備、引渡しの遅延等により生ずる問題につき、全て甲の負担で解決するものとする。

第3条（車両の引渡し）

車両の引渡しに要する費用は全て甲の負担とする。

第4条（売買代金の支払い）

- a 売買代金の支払い方法は、甲が指定する金融機関の甲名義の預金口座への振込、又は甲及び乙の協議により決するものとする。尚、表面記載の買取予定価格（以下、買取価格）に残債金額が含まれる場合、当該債務については甲に代わり、表面記載の残債先に支払うものとする。
- b 前項の支払期日は、車両及び第2条に定める全ての書類確認後、7日以内とする。

第5条（自動車税/自賠責保険料）

- a 車両の当該年度の自動車税及び車両の次回車検時までの自賠責保険料は甲の責任において完納されていることを証する事を前提とする。第4条に定める売買代金支払後に完納されていないことが明らかとなった場合、未払い分は甲の負担とし、また未払によって乙に生じた損害については全額甲が補償するものとする。
- b 買取価格には、自動車税未経過相当分及び、買取日から次回車検時までの自賠責保険料未経過相当額を含むものとする。

第6条（消費税）

消費税は、買取価格に含めるものとする。

第7条（車両の名義変更）

車両に問題がなく、また第2条の必要書類の引渡を完了した後に、当該車両の名義変更については乙が一切の責任を負うものとする。

第8条（車両状態の申告）

甲は、車両の使用状況、品質、不備の有無及び、程度等を正確に申告しなければならない。虚偽の申告等によって乙に生じた損害につき全額甲が補償するものとする。尚、事故による修復歴の定義は、財団法人自動車公正取引協議会の規約に準ずるものとする。

第9条（担保権等の処理）

車両について、本契約締結前に、甲は当該車両に抵当権等の担保権の設定されていないこと、且つ当該車両が差押等の対象となっていないことを表明するものとする。本契約締結後に抵当権等の設定、または差押等の事実が判明した場合には、甲の責任において直ちに担保権または差押の解除を行うものとし、当該事実により乙に損害が生じた場合において、甲が全額補償するものとする。

第10条（契約の解除）

以下に該当する場合、乙は甲に対して本契約を解除することが出来るものとする。この場合、解除又はこれに代えて乙に生じた損害の賠償を甲に請求出来るものとし、甲は一切の異議を申し立てないものとする。

- ・表面記載の内容が事実と異なったとき。
- ・甲が前条の抵当権等の担保権、又は差押等を解除出来なかったとき。
- ・甲が表面記載の引渡日までに、車両又は全ての書類の引渡を行わなかったとき。
- ・その他、前各号に準じる行為があったとき。
- ・車両に修復歴、冠水歴、メーター改ざん、エンジン不良、トランスミッション不良、コンプレッサー不良があった場合、買取予定価格は変動するものとする。また、甲がその価格を承認出来ない場合、本契約を解除し、甲は速やかに車両及び、書類を全て引き取らなければならない。

第11条（規定外事項）

本契約の定めのない事項、又は本契約の解釈に疑義が生じた事項がある場合には誠実に協議し、解決するものとする。